

# 所沢市障害者雇用推進企業支援補助金 募集要領

## 【職場実習奨励金】

### 1 趣旨

障害者が地域で生活し、地域の一員として共に生活することのできる共生社会を実現するため、障害者の雇用の場の確保を促すことを目的とし、市内の事業者が所沢市内に居住する障害者に対して職場実習を行う際に奨励金を交付するものです。

### 2 対象者(申請できる方)

以下のすべてに該当する事業主が対象となります。

- (1)個人にあつては、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2)法人にあつては、主たる事務所又は従たる事務所の登記が市内にされていること。
- (3)外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (4)許可、認可、登録等が必要な業種にあつては、その許認可等を取得していること。

※以下の項目に該当する場合は、雇用助成金対象者となりません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業である事業を営む者
- イ 所沢市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員及び同条例第3条第2項の暴力団関係者である者
- ウ 事業主又はその代表者が市税の滞納をしている事業者

### 3 奨励金の交付額

対象	奨励金の額
市内に居住する障害者に対して行う5日以上 の職場実習	1人1回当たり2万円

※ 所沢就労支援センター、公共職業安定所(ハローワーク)等を通じて受け入れた、市内で行う職場実習が対象となります。

#### 【注意事項】

- ※1 同一の障害者に対する職場実習については、奨励金の交付を1回限りとします。
- ※2 同一の職場実習を対象として国又は県から奨励金等が交付される場合は、職場実習奨励金の対象となりません。
- ※3 予算の範囲内で補助金を交付するため、予算額を超える申請があった場合、交付できないことがあります。

※4 補助対象となる事業は、補助金の申請日以降に実施し、当該年度の末日までに支出を含めて終了し、かつ、市への実績報告がなされるものが対象となります。

## 4 交付申請(手続き)

(1) 職場実習の実施前に、以下の書類を提出してください。

- ① 所沢市障害者雇用推進企業支援補助金交付申請書(様式第4号)
- ② 職場実習の計画を記した書類
- ③ その他市長が必要と認める書類

(2) 申込方法

- ・産業振興課(所沢市役所別館)へ直接お持ちください

## 5 補助金対象者の責務

- (1) 交付決定を受けた後、実習の内容を変更しようとするときは、事前に市の承認を得てください。
- (2) 交付決定を受けた実習を中止しようとするときは、「所沢市障害者雇用推進企業支援補助金交付事業中止・廃止届出書(様式第8号)」を提出してください。
- (3) 補助決定者又は実習が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金の返還を命ずることもあります。
  - ア 補助金対象者の要件に該当しなくなったとき。
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ウ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - エ 実習が補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了しないとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた方は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。
- (5) 実習に係る書類及び帳簿等は、実習の完了する日の属する年度から5年間保存してください。

## 5 問合せ先

所沢市 産業経済部 産業振興課

TEL: 04-2998-9157 FAX: 04-2998-9162

Eメール: [a9157@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9157@city.tokorozawa.lg.jp)

## 補助金交付の流れ(職場実習奨励金)

